

○国土交通省告示第九百四十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第三条第十号の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

国土交通大臣 石井 啓一

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。

二 規則第三条第十号の国土交通大臣が定める期間は、平成三十三年三月十一日までの期間とする。

三 規則第三条第十号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、東京都の区域とす

る。

四 規則第三条第十号のこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものは、別表に掲げる市町村の区域とする。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

別表（四関係）

北海道	茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町
青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市 坂東市
栃木県	足利市 佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 八千

長野県	
下高井郡野沢温泉村	代市 印西市 富里市 匝瑳市 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町